

北海道科学大学売店運用要領

- 1 北海道科学大学の学生及び教職員並びに北海道科学大学高等学校の生徒及び教職員の厚生施設として売店を置く。
- 2 売店の管理運營業務は、学生課が担当するものとする。
- 3 売店の運営は外部委託とし、委託業者は、業務委託契約書に基づき、適正かつ円滑な運営をしなければならない。
- 4 営業時間は、大学行事等特別の事情がある場合を除き、次のとおりとする。

平日	コンビニエンスストア（A棟）	： 8時00分～19時00分
	書店（A棟）	： 8時30分～17時30分
土曜	コンビニエンスストア（A棟）	： 10時00分～17時00分
- 5 売店で取り扱う品目は、原則として教育研究上必要とする書籍文房具類、学生の日常生活上必要とする物品、保健衛生関係物品、郵券類、その他若干の身の回り関係の物品とする。
- 6 委託業者は、販売業務にあたって、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 金銭、商品の授受は、正確を期し責任をもってあたること
 - (2) 常に商品の管理並びに清潔、整頓に努め、食品等は新鮮なものを仕入れるよう配慮すること
 - (3) 利用者に対しては、常に明るく親切に対応し、不満、反発感を与えないようサービスに徹すること
 - (4) 常に売店内の清掃、整頓に心掛けること
- 7 委託業者以外の学内における販売行為は、認めない。
- 8 売店を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 売店の施設・物品等に損傷を与えないこと。故意又は過失により売店の施設・物品に損傷を与えた場合は、弁償しなければならない
 - (2) 新たに販売を希望する商品がある場合は、売店責任者に申し出ることができる
- 9 この要領の改正は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、昭和53年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、昭和62年4月1日から施行する。

- 1 この要領の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、2023年4月1日から施行する。